

福祉

遠隔手話通訳サービスを開始

聴覚に障がいのある人が、スマートフォンやタブレットからCisco Webex(シスコウェベックス)のアプリを利用し、離れた場所で手話通訳を受けることができるサービスです。

※事前登録が必要
対象 聴覚障がいがあり、身体障がい者手帳を交付されている市在住の人

利用場所 病院や自宅など、事前予約した場所
使用機器 自身のスマートフォンやタブレットなど
受付・対応時間 平日 午前9時～午後5時30分

費用 無料
※通信料は自己負担
事前登録・申込方法 利用日の7日前までに障がい福祉課へ直接
※詳しくは市ホームページ参照

軽度難聴児の特別補聴器の購入費用を補助

軽度の難聴児を対象に、特別補聴器の購入に要する費用(基準価格)の3分の2が支給されます。

※100円未満は切り上げ
対象 市民税所得割額が46万円未満の世帯または生活保護受給世帯で、身体障がい者手帳の交付対象外の18歳未満の人

※障がい福祉課に備付けの医師の意見書が必要
※保護者からの事前相談が必要

申込・問合せ 障がい福祉課
☎06(6902)6154
FAX06(6905)9510

エンディングノートを配布

自分の思いが伝えられなくなった時に備えて、自分の思いや希望を整理するために役立つノートです。

書き進めるうちに「私はどうしたいのか」が明らかになり、限られた人生の時間が愛おしく感じられ、いかに良く生きるのかを考えることにつながります。ぜひご利用ください。

認知症のことがわかる 認知症サポーター養成講座

認知症サポーターは認知症を

正しく理解し、認知症の人やその家族を温かく見守る心援者です。認知症になっても安心して暮らせるまちづくりの第一歩として、あなたも認知症サポーターになりませんか。

とき 7月30日(金)
①午前10時30分～正午
②午後2時～3時30分
※①②ともに同じ内容

対象 保健福祉センター
申込方法 電話
申込・問合せ 健康保険課
☎06(6780)5200

心の輪を広げる体験作文・障がい者週間のポスターを募集

障がいのある人とない人との心のふれあいの体験を綴った作文や、障がい者への理解を促進するポスターを募集します。入賞者には、賞状などを贈呈します。

◆作文(縦書き)
400字詰め原稿用紙
※点字や電子メールでの応募可
対象
○小・中学生：2～4枚
○高校生・一般：4～6枚
◆ポスター
B3画用紙または四つ切りサイズ画用紙(縦長のみ)
対象 小・中学生

◆共通
募集期間 7月1日(木)～9月3日(金)
応募方法 郵送または持参
※詳しくはホームページ参照
応募・問合せ 市民センター
〒540-0008
大阪市中央区大手前3丁目2-12
障がい福祉企画課
☎06(6941)0351

上下水道

水道メーター取り替え

7月の取替工事予定地区
幸福町、垣内町、古川町、末広町、速見町、寿町
※地区を追加する場合があります
※不在でも取り替える場合があります
施工業者
(株)星和管工
千石西町15-6
☎072(882)9215
費用 無料

市職員を装った訪問販売、詐欺にご注意ください
問合せ お客さまセンター
☎06(6903)2122

防災

台風に備えて 事前の安全対策を

○テレビやラジオなどの台風情報に注意する
○風で飛ばすような植木鉢やゴミ箱は屋内に入れる
○排水を良くするため、側溝に溜まったゴミを取り除く
○停電に備え、懐中電灯や携帯ラジオを準備する。電池の残量も確認しておく
○不要不急の外出は控える

◆おおさか防災ネットの登録
気象情報を含む災害情報を防災情報メールとして配信します。詳しくは府ホームページをご覧ください。
【記事に関するURL】
問合せ 危機管理課
☎06(6902)5812

☎06(6902)5812
【おおさか防災ネットに関するURL】
問合せ 府危機管理室
☎06(6941)0351

洪水時避難ビル

市では、水害が発生した時やその発生のおそれがある場合に限って、廊下や階段などの開放されたスペースに避難することができるよう洪水時避難ビルを指定しています。

洪水時避難ビル
○本町市営住宅(本町35-1、35-2)
○門真千石西町住宅(千石西町12-1、12-4、11-5、11-6)
問合せ 危機管理課
☎06(6902)5812

保険

国民健康保険短期被保険者を7月21日(水)から交付

8月1日(日)から有効の国民健康保険短期被保険者証を収納課で交付します。仕事などで、業務時間内に来庁できない人は、夜間納付相談窓口・日曜納付相談窓口(6面参照)にお越しください。

問合せ 収納課
☎06(6902)56697

高齢受給者証を7月末までに送付

新しい国民健康保険の高齢受給者証は桃色で、有効期限は8

月1日(日)～4年7月31日(日)です。医療費負担割合は前年中の所得で決まります。

負担割合
2割または3割
対象 昭和21年8月2日以降生まれで、8月1日現在70歳になっている人

※8月2日以降に70歳になる人は誕生日の翌月1日から適用。誕生日下旬に高齢受給者証を送付。1日生まれの人は誕生日から適用

限度額適用認定証などの更新

「限度額適用認定証」、「標準負担額減額認定証」、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限は3年7月31日(日)です。8月1日(日)以降も療養受給者は更新申請が必要です。

な人は申請が必要です。詳しくはお問い合わせください。

※古い認定証は回収
※後期高齢者医療の人で負担区分に変更がない場合は申請不要

特定疾病療養受療証の更新

国民健康保険の特定疾病療養受療証の有効期限は3年7月31日(日)です。8月1日(日)以降も療養受給者は更新申請が必要です。

申請方法
8月31日(日)までに申請書を郵送または持参
※申請書は7月中に対象者へ送付

申請・問合せ 健康保険課
☎06(6902)56697

後期高齢者医療被保険者証を7月末までに送付

新しい後期高齢者医療被保険者証は桃色で、有効期限は4年7月31日(日)です。

新しい被保険者証は届いたときから使用できます。有効期限の過ぎた被保険者証は健康保険課まで返却または破棄してください。

後期高齢者医療保険料額決定通知書を送付

保険料の納付方法
○特別徴収：原則年6回、年金から天引き
○普通徴収：口座振替や納付書納付
※年度途中で被保険者になった場合は、資格を取得した月から

75歳以上の医療費の自己負担割合

医療費の自己負担割合は、一般の人は1割、現役並み所得者は3割です。自己負担割合は、毎年8月1日現在の住民税課税所得額により判定します。ただし、条件によっては自己負担額が変更になる場合があります。

自己負担割合の判定基準

○同一世帯に3年度住民税課税所得額(各種所得控除後の所得額)が145万円以上の被保険者がいる：3割
○同一世帯に属する被保険者全員の3年度住民税課税所得額がいずれも145万円未満、または145万円以上の場合でも同一世帯の被保険者の賦課のもととなる所得金額の合計額が210万円以下：1割
◆自己負担割合の判定に係る申請
現役並み所得者として3割負担と判定された場合でも、次の要件に該当するときは、健康保険課へ申請することで1割負担に変更できます。

○同一世帯に被保険者が1人の場合：被保険者本人の2年中の収入額が383万円未満
○同一世帯に被保険者が複数いる場合：被保険者全員の2年中の収入の合計額が520万円未満
○同一世帯に被保険者が1人で、かつ同一世帯に70歳～74歳の人がいる場合：被保険者本人の2年中の収入額が383万円以上あり、被保険者の収入と70歳～74歳の人の収入の合計額が520万円未満

人権

7月は「社会を明るくする運動」強調月間・再犯防止啓発月間

社会を明るくする運動は、犯罪や非行の防止と罪を償った人たちの更生への理解を深め、犯罪や非行のない安全で安心な明るい社会を築くための全国的な運動で、今年で71回目を迎えます。

計額が520万円未満
問合せ 大阪府後期高齢者医療広域連合給付課
☎06(4790)2031
健康保険課
☎06(6902)56697

問合せ 人権市民相談課
☎06(6902)56648

